

令和4年12月23日
環境生活部 大気保全課
電話 043-223-3855
環境生活部 水質保全課
電話 043-223-3818

令和3年度「ダイオキシン類対策特別措置法に基づき 事業者が実施した自主測定結果」について

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排出ガス、焼却灰・ばいじん、排水に含まれるダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、その結果を県※に報告する義務があります。

このたび、県に報告された令和3年度の自主測定結果をとりまとめましたので、公表します。

※千葉市、船橋市及び柏市内の設置者については、各市への報告になります。

1 測定結果の概要

(1) 大気基準適用施設

ア 排出ガス測定結果

報告対象の193施設のうち192施設から報告があり、大気排出基準(参考1の1)を超過した施設はありませんでした。

測定結果の濃度範囲は、0~7.2ng-TEQ/m³でした。

なお、未報告の1施設については、令和4年7月に報告があり、基準値以内であることを確認しています。

イ 廃棄物焼却炉に係る焼却灰・ばいじん測定結果

報告対象の165施設のうち164施設から報告があり、測定結果は0~15ng-TEQ/gでした。

このうち、17施設の焼却灰・ばいじんが処理に係る基準3ng-TEQ/g(参考1の2)を超過していましたが、熔融処理やセメント固化等の適正な方法により処理されていることを確認しました。

なお、未報告の1施設については、令和4年7月に報告があり、基準値以内であることを確認しています。

(2) 水質基準適用事業場に係る排水測定結果

報告対象の22事業場すべてから報告があり、水質排出基準10pg-TEQ/L(参考1の3)を超過した事業場はありませんでした。

なお、測定結果は0~2.0pg-TEQ/Lでした。

2 ホームページ掲載情報

測定結果及び用語解説等は、県ホームページを御覧ください。

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 化学物質関連 > ダイオキシン類対策 > (令和3年度)ダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業者が実施した自主測定結果について
<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2022/2021dxn-jishu.html>

3 内容についての照会先

○排出ガス・焼却灰等の測定結果について・・・・・・・・・・大気保全課(043-223-3855)

○排水の測定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・水質保全課(043-223-3818)

(参考1) ダイオキシン類対策特別措置法に係る基準

1 大気排出基準 (排出ガス)

単位：ng-TEQ/m³

特定施設の種類 ^{※1}		排出基準 ^{※2}	
		H12. 1. 14 以前に設置	H12. 1. 15 以後に設置
製鉄用焼結炉		1	0. 1
アルミニウム合金製造用施設		5	1
廃棄物焼却炉 ^{※3}	焼却能力 4 t/h 以上	1	0. 1
	2 ~ 4 t/h 未満	5	1
	2 t/h 未満	10	5

※1 「特定施設の種類」については、本県に届出のある特定施設を記載しています。

※2 排出基準は、特定施設から大気中に排出するガスに適用します。標準状態 (0℃ 1気圧) のときの排出ガス 1立方メートル中の量に換算した数値です。

※3 火床面積が 0. 5 m²以上又は焼却能力が 50kg/時以上である規模の施設が該当します。

2 焼却灰・ばいじんの処理に係る基準

ダイオキシン類濃度が 3ng-TEQ/g を超える焼却灰及びばいじんについては、熔融処理等を行い、3ng-TEQ/g 以下にしなければ埋立処分を行うことができません。

なお、平成 12 年 1 月 14 日までに設置等されていた施設から排出された焼却灰等については、セメント固化・薬剤処理等により処理を行った場合には、埋立処分を行うことができます。

3 水質排出基準 (排水)

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類 ^{※1}	排出基準 ^{※2}
アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	10
廃棄物焼却炉に係る施設	
フロン類の破壊に係る施設	
下水道終末処理施設	
他の特定施設排水の処理施設	

※1 「特定施設の種類」については、本県に届出のある特定施設のうち、排出基準の適用を受けるもの (特定施設からの排水を公共用水域に排出しているもの) について記載しています。

※2 排出基準は、事業場から公共用水域に排出する水に適用します。

注) 単位等の説明

TEQ：ダイオキシン類の毒性は異性体ごとに異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを 1 としたときの相対的な量に換算して表している。

pg：ピコグラム (1兆分の1グラム)

ng：ナノグラム (10億分の1グラム)

(参考2) 報告対象施設数・事業場数の内訳(令和4年3月31日現在)

1 排出ガス測定結果報告施設(休止等の施設を除く)

特定施設の種類		事業場数	報告対象施設数	報告施設数
製鉄用焼結炉		1	3	3
アルミニウム合金製造施設		3	5	5
廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	112	43	43
	2～4t/h未満		55	55
	2t/h未満		87	86
合計		116	193	192

2 焼却灰・ばいじん測定結果報告施設(休止等の施設を除く)

特定施設の種類		事業場数 [※]	報告対象施設数 [※]	報告施設数
廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	103	38	38
	2～4t/h未満		52	52
	2t/h未満		75	74
合計		103	165	164

※ 液中燃焼、集じん機がない等の理由により、報告対象ではない事業場が12事業場、21施設ある。

3 排水測定結果報告事業場(休止等の事業場を除く)

特定施設の種類の ^{※1}	事業場数 ^{※2}	報告対象事業場数 ^{※3}	報告事業場数
アセチレン洗浄施設	1	0	0
アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る施設	38	13	13
フロン類の破壊に係る施設	2	1	1
下水道終末処理施設	5	5	5
他の特定施設排水の処理施設	2	2	2
合計	49	22	22

※1 複数の特定施設を設置する事業場は、代表的な特定施設の種類の欄に区分しています。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置する事業場。

※3 ※2の事業場のうち、特定施設からの排水を現に公共用水域に排出しており、報告対象となる事業場。